

「J1規格スタジアムを核とするスポーツ交流拠点の形成に向けた検討調査業務」

企画提案応募要領

沖縄県では「J1規格スタジアムを核とするスポーツ交流拠点の形成に向けた検討調査業務」を公募により実施します。

受託を希望される方は、次の要領に従って企画提案書等を提出してください。

1. 業務名

J1規格スタジアムを核とするスポーツ交流拠点の形成に向けた検討調査業務

2. 事業の目的

沖縄県においては、アウェイツーリズムなど新たな誘客による観光振興、「観るスポーツ」を通じた青少年の人材育成、FC琉球や沖縄SV（エス・ファウ）などの県内チームに活躍の場を確保することによるサッカー振興などを図る観点からJ1規格サッカースタジアムの整備が必要であるとの認識のもと、平成29年8月に「Jリーグ規格スタジアム整備基本計画（以下「基本計画」という。）」を策定した。

基本計画においては、スタジアム整備に係る基本方針や、施設規模及び導入機能等について検討を行うとともに、スタジアム周辺の魅力向上やスタジアム運営に係る財政負担抑制の観点から、複合機能の導入について検討を行っている。

基本計画策定後、平成30年度から令和3年度に実施した各種調査により、複合機能導入の実現可能性やスタジアム本体を含めた効果的な整備・運営手法、民間事業者の整備費負担の可能性、県の財政支出の抑制や奥武山公園全体の魅力向上に資する複合機能について検討してきた。

しかしながら、基本計画、過年度調査等を踏まえた現整備計画については、事業着手に向けて多大な整備費の縮減や運営収支の改善等が求められている。

そのため、本調査事業において、過年度に検討した施設内容の再検討、一括交付金を含めた財源の検討、整備費の縮減方策や運営収支の改善策の検討、これらを踏まえた事業スキームの検討等を行う。

3. 業務委託期間

契約締結の日から令和5年2月28日（火）まで

4. 委託業務内容

詳細は「委託仕様書」参照のこと。

5. 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(注)地方自治法施行令第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者でないこと及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (3) 本事業の趣旨に沿った事業内容を企画し、運営する能力を有すること。
- (4) 計画策定や調査・分析、施設整備等のコンサルティング能力を有すること。
- (5) 県内に事業所を有すること。
- (6) 今回の委託業務を実施するため、選任の担当者を割り当て、十分な遂行体制がとれること。
- (7) 過去5年間に、国・地方公共団体等における同類の受託実績を有すること。
- (8) 応募は共同企業体でも可とし、この場合の要件は以下のとおりとする。
 - ① 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
 - ② 共同企業体を構成する全ての事業者が、上記応募資格（1）及び（2）の要件を満たす者であること。
 - ③ 共同企業体を代表する事業者は、上記応募資格（3）の要件を満たす者であること。
 - ④ 共同企業体の構成員のいずれかが、上記応募資格（4）～（7）の要件を満たす者であること。
 - ⑤ 共同企業体の構成員が、単体企業としても重複応募する者でないこと。
 - ⑥ 共同企業体を代表する事業者は、事業目的の達成のため他の共同企業との連携を密にし、各事業の推進及び成果の達成を図るものとする。
- (9) 1提案者（共同企業体で事業を実施する場合は1共同企業体）につき、提案は1件であること。

6. 応募の手続き

- (1) 応募要領等の配布：沖縄県公式ホームページへの掲載
 - ① 掲載期間：令和4年6月22日（水）から令和4年7月5日（火）まで
 - ② 掲載場所：沖縄県公式WEBサイト「公募・入札」及び「スポーツ振興課」サイト
- (2) 応募に係る質問
委託仕様書等に関して疑義がある場合には、質問書【様式9】を記入し、電子メールにより提出すること。
 - ① 受付期限：令和4年6月28日（火）17時（厳守）
 - ② 提出場所：沖縄県文化観光スポーツ部スポーツ振興課 スポーツ振興班
電子メールアドレス aa082200@pref.okinawa.lg.jp
※質問は開封確認付メールに添付して提出すること。
- (3) 質問に対する回答
質問に対する回答は随時、スポーツ振興課ホームページへ掲載する。
※最終回答は、令和4年7月1日（金）17時までに行う。
- (4) 応募書類等の提出
応募書類等の提出は、次により持参又は郵送にて提出すること。
ただし、郵送の場合は到着確認が可能な手段をとるものとし、提出期限内に到着するように送付すること。
 - ① 提出期限：令和4年7月5日（火）17時（厳守）
 - ② 提出場所：沖縄県文化観光スポーツ部 スポーツ振興課 スポーツ振興班
〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁8階
電話番号 098-866-2708 F A X 番号 098-866-2729
 - ③ 提出書類：7に定める書類のうち【様式1】～【様式8】
 - ④ 提出部数：9部（正本1部と副本8部）

7. 提出書類等

- (1) 企画提案応募申請書・・・【様式1】
- (2) 企画提案書・・・・・・・・・・【様式2】

※1 A4版縦置き・横書きを基本に、必要に応じA4版横置き・横書きを可とする。

(3) 会社概要・・・・・・・・・・【様式3】

(4) 積算書・・・・・・・・・・【様式4】

積算書の費目については、各積算費目の内訳と単価を記載し、以下の内容で提出すること。

① 直接人件費（事務局の人件費）

〔参考〕沖縄県見積基準日額

統括担当者（49,900円）、専門員A（36,500円）、専門員B（27,900円）

統括担当者：複数の高度な業務に精通し、統括を行う。また、先例の少ない特殊な業務を担当する。

専門員A：一般的な業務を複数担当し、高度な業務も担当できる。

専門員B：上司の指導のもとに、一般的な業務を担当し、基礎的資料を作成する。

② 直接経費

・報償費（有識者等謝金）

・旅費

・印刷製本費

・通信運搬費（郵便料等）

・賃借料（会場借料等）

・その他（本事業の実施に必要な物件費であって、上記経費以外に本県が必要と認める経費）

③ 一般管理費

応募者規定による。ただし内訳を説明すること。

内訳を説明しがたい場合は、（直接人件費＋直接経費－再委託費）×10/100とすること。

④ 消費税

旅費等の単価にすでに消費税が含まれている場合には、消費税相当額を除いた上で経費を計上すること。

※1 各積算費目の単価と内訳を記載すること。

※2 この事業を実施するにあたっての一切の費用を積算すること。

(5) 事業計画・・・・・・・・・・【様式5】

本様式以外の様式での作成も可とする。その場合は【様式5】と明記すること。

(6) 委託業務の執行体制・・・【様式6】

(7) 実績書・・・・・・・・・・【様式7】

(8) 申請受理票・・・・・・・・・・【様式8】

(9) 質問書・・・・・・・・・・【様式9】

※メールにて送付、スポーツ振興課あて電話にて受信確認を行うこと。

(10) その他提案に関する資料【様式任意】

8. 見積に関する要件

(1) 提案にあたっては、総額18,392千円（消費税込み）を上限として見積もること。

なお1円未満の端数が生じる場合は切り捨てること。

(2) 各経費は税抜き価格とし、別途消費税額を併記すること。なお、契約期間中途において消費税等の率が改正された場合には、協議の上、改正後の税率により定めるものとする。

(3) この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額とは異なる場合がある。

9. 提案の審査・選定等

受託事業者の決定については、一次審査として提出された上記7の書類に基づく書類審査を行った後、沖縄県に設置する企画提案選定委員会において二次審査を行い、入選者を選定する。

また、二次審査においては、必要に応じ提案者によるプレゼンテーション等を行う。

なお、委託先の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには一切応じない。

10. 委託契約について

委託契約については、原則として第一位入選者とするが、委託に関して必要な協議が合意に至らない場合は、次順位以降の者を繰り上げて、協議のうえ契約する。

11. スケジュール

令和4年6月22日（水）公募開始

令和4年6月28日（火）質問書の提出期限

令和4年7月5日（火）応募書類等の提出期限

令和4年7月11日（月）企画提案選定委員会による審査（予定）

12. その他の注意点

- (1) 書類提出にあたり使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 期限までに提出のあった企画提案書等について、後日ヒアリングを行うことがある。
- (3) 提出書類の作成及びヒアリングへの出席に要する費用は、応募者の負担とし、提出書類は返却しないものとする。
- (4) 提出された企画提案書、審査内容、審査経過については公表しない。
- (5) 委託予定業者の選定にあたっては、企画提案された内容を総合評価し決定するため、個別事業の実施については、県と委託予定業者間で協議のうえ、是正し実施することとする。よって、企画提案された内容をすべて実施することを保証するものではない。
- (6) 契約手続きに関する費用は、受託する事業者の負担とする。
- (7) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付する必要がある。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項（※）の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- (8) 事業終了時には、証票を検査し実際に要した額を確定した後、実際に支出した額を契約額の範囲内で支払う。
- (9) その他詳細は、「業務委託仕様書」による。

（※）契約保証金について（抜粋）

地方自治法施行令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額（長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額）の100分の10以上とする。

沖縄県財務規則第101条第2項

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 令第167条の5及び令第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2箇年間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相

手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

- (7) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）若しくは他の地方公共団体と契約をするとき又は公共的団体等と随意契約（公益を目的としたものに限る。）を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (8) 電気、ガス、水の供給若しくは公共放送等の受信等公益独占事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく契約若しくは国が指定した相手方と契約を締結するとき。
- (9) 不動産の買入れ又は不動産若しくは物品の借入若しくは交換に係る契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (10) 県の業務に係る放送、広告、調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟等を随意契約で委託する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (11) 資金を貸付ける契約、預金契約、寄付に係る契約、運送契約及び雇用契約を締結する場合において、その性質上必要がないと認められるとき。
- (12) 美術品の買入れに係る随意契約を締結する場合において、当該美術品の事前審査から納品までの間、県がこれを保管し、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (13) 令第167条の2第1項第5号に掲げる場合に該当する随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

13. 問い合わせ先

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁8階

沖縄県文化観光スポーツ部スポーツ振興課 スポーツ振興班 平良・前田

電話番号098-866-2708／FAX番号098-866-2729